

<対策のポイント>

経済協力開発機構（OECD）への分担金を通じ、①在外共同研究・国際会議開催、②種子の国際基準の策定・運用、③農業機械の性能・安全性に関する国際標準テストコード策定・運用、④化学物質の安全性に関するテストガイドライン策定・運用を支援します。

<事業目標>

①科学的知見に基づく農業・食料政策の立案、②円滑な種子の国際流通を通じた食料安全保障、③安価な農機の国内流通並びに国内農機の海外展開、④化学品規制の国際調和を通じて国民の健康、環境保全に貢献します。

<事業の内容>

1. 国際共同研究事業

17（17）百万円

持続可能な農業・食料システムに係る政策決定に資する、科学的知見の強化及びそれに立脚した情報提供・政策提言を行うことを目的として、事業参加国での**在外共同研究（フェローシップ）**や**国際会議（カンファレンス）**開催への支援を行います。

2. 種子スキーム事業

7（6）百万円

国際的に流通する種子の品質（特に遺伝的特性）を確保するため、**種子の生産・検査・品質の証明に関する国際基準の策定、運用**への支援を行います。

3. トラクターコード事業

7（6）百万円

我が国農業機械メーカーの海外展開を下支えするとともに、**輸入農業機械の流通の円滑化によるコスト低減**を図るために、国際流通するトラクター等の**性能及び安全に関する国際標準の策定や運用**への支援を行います。

4. 環境委化学品プロジェクト事業

10（9）百万円

農薬、動物用医薬品、飼料添加物等の**化学物質の安全性**に関する共通の**新規テストガイドラインの策定**や、試験データの信頼を確保するための**GLP（優良試験所規範）制度**に関する**共通原則の策定と運用の国際調和**を行います。

<事業の流れ>



* 各事業の参加国のGNP比に応じ、各事業の負担額が決められています。

<事業イメージ>

フェローシップ

加盟国での在外派遣（最大6か月間）の旅費・滞在費を支援

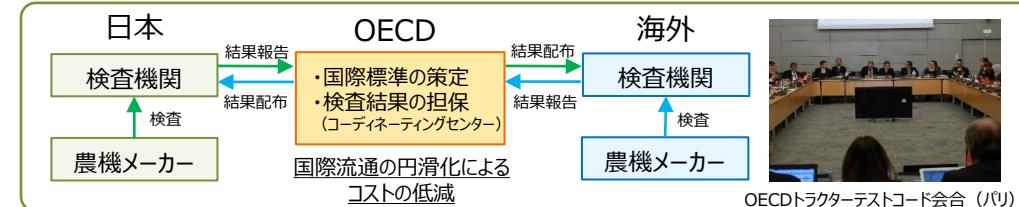
カンファレンス

加盟国の講演者招へい費用と講演要旨集の発行費用を支援



↑品種を証明するラベル（左）
とラベルを付した種子袋（右）

輸出入両国間で、品種特性の変化が起こらないよう、スキームの基準に基づく栽培管理、検査を経て、品種証明を行い、国内流通用種子の品種特性を担保しています。



試験方法の国際調和とGLP制度による試験データの信頼確保により、加盟国間等で試験データを相互に受け入れ、重複した試験を回避することで化学品の開発コストを軽減しつつ、国民の健康や環境を保全。



[お問い合わせ先]

輸出・国際局国際戦略グループ
1について 農林水産技術会議事務局国際研究官室
2について 畜産局飼料課

(03-6738-6155)

(03-3502-7466)

(03-3502-5993)

3について 農産局技術普及課

4について 消費・安全局農産安全管理課

4について 消費・安全局畜水産安全管理課

(03-6744-2111)

(03-3501-3965)

(03-6744-2161)